

経理・財務“受難の時代”は、 変革のチャンス

第三回

決算早期化

川野克典

ベリングポイント株式会社
マネージングディレクター

二〇〇七年度（二〇〇七年四月一日以降に開始する事業年度）以降、経理部門が対応しなければならない課題は多い。これらの課題を受身で対応するか、企業変革のチャンスとして対応して行くか、経理部門の役割が問われる時期にある。第三回は、決算の早期化に焦点を当てる。

決算早期化とは何か

決算早期化とは、決算・財務報告プロセスを効率化して、企業内外に對する財務諸表および関連事項の報

告、開示までの期間を短縮することである。しかし、本稿では、四半期末を含む決算日から「決算短信」の発表までの所要日数の短縮に焦点を当てる。

決算早期化の必要性

東京証券取引所の決算短信に関する研究会は、「決算短信に関する研究会報告―決算情報のより適切な開示に向けて―」を二〇〇六年三月二〇日に発表し、この報告の中で、遅くとも第1四半期のおよそ半分が経過する期末後四五日以内に開示を行うことが適当であり、さらには迅速な情報開示の有用性を踏まえると、期末後三〇日以内（期末が月末の場合は、翌月内）での開示がより望ましいものと、決算早期化を促す提言をまとめた。

この研究会の報告書を受けて、東京証券取引所は、二〇〇六年八月二十九日に「決算短信の総合的な見直しに係る決算短信様式・作成要領」を公表した。この中で、決算短信の開示が期末後五日（二〇〇八年三月期決算発表から二〇〇九年二月期決算発表）、五〇日（二〇〇九年三月期決算発表以降）を超える場合には、開示後遅滞なく、開示がその時期に

なつた理由および翌年度以降の開示時期の見込み、計画を開示しなければならないとして、企業に對してより積極的に決算早期化を促している。

また、二〇〇八年四月一日以降の事業年度より金融商品取引法によつて四半期報告制度が義務付けられる。四半期報告制度では、監査法人または公認会計士のレビューを受けた後、四半期末から四五日以内に四半期報告書を提出しなければならない。すなわち、従来の四半期開示に、監査法人または公認会計士のレビュー、四半期報告書の作成が加わることになる。なお、二〇〇七年三月一四日には企業会計基準委員会から「四半期財務諸表に関する会計基準」「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が公表されたが、会計処理の原則および手続きは、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表と同じ会計処理を採用することとしており、企業の四半期財務諸表作成の業務負担

は決して軽くない。

決算早期化の動向

東京証券取引所の発表によると、二〇〇七年三月期の決算短信発表までの所要日数の平均は、四〇・九日(前年比一・六日短縮)で、翌月内発表は三五二社(前年比一五社増加)、構成比一九・四%となった。昨今の特徴は、四五日を超えて決算表を行う企業の減少で、四五日を超える会社は四八五社(前年比三四〇社減)、構成比二六・七%、五〇日を超える会社は一八三社(前年比九一社減)、構成比一〇・〇%で、前年に比べて大幅に少なくなった。一方で、四一日～四五日の間に六五七社、構成比三五・二%が決算発表を行っており、また決算発表の集中日は、五月一日(所要日数四五日)で、三〇六社、構成比一六・八%が発表を行っている。これらから見る限り、とりあえず四五日内発表を実現した企業が少なくないことは容易に想像できる。

現在、四五日を超えて発表を行っ

ている会社四八五社が、仮に四五日に発表した場合、現行よりも平均所要日数が一・三日短縮すると試算される。これに過去五年間の一・五日／年の短縮傾向も考慮すると、二〇〇九年三月期決算の平均所要日数は三八日前後になると予想され、期末を除く四半期末はこの日数がさらに短縮することが予想される。

一方で、米国に上場しているソニー(五月一六日)、日立(五月一六日)、TDK(五月一五日)等、これまで四月に決算を発表していた企業が、二〇〇七年三月期は、米国SOX法対応(特に監査法人の監査)に慎重に対応するため、二週間以上決算発表を遅らせた。日本版SOX法の初年度(二〇〇九年三月期)においても、同様の事態が想定されるが、東京証券取引所の早期化要請もあり、大幅に決算発表を遅らせることは難しいと思われる。したがって、日本版SOX法による業務量の増加、監査期間の確保を想定して、今から決算の早期化に取り組む必要がある。なお、

決算早期化に取り組む企業の具体

的な目標日数は、ゴールデンウィーク前の公表、すなわち三〇日以内とすべきである。

決算早期化の進め方

決算早期化を実現するためには、経理部門だけではなく、外部からの情報の早期入手、現場部門の業務の見直し、そして経営者、管理者等による確認、承認等の見直しも必要となる。

しかし、現実問題として、グループ全体の決算・財務報告プロセスを見直すことは容易ではない。短期間で決算早期化を進めるためには、ボトルネック・アプローチで決算早期化を進めるべきである。ボトルネックとは、決算日程において、相対的に時間を要していたり、作業に着手できず手待ちが生じている業務を指す。ボトルネックとなっている業務を特定化し、ボトルネックとなる原因(阻害要因)を解決することで、決算・財務報告プロセスを効率化して、決算早期化を実現する。

多くの場合、経理部門の業務の見

直しは既に実施されているので、仕入先からの請求書の入手、会計システムから連結決算システムへの入力、開示資料の承認プロセスが阻害要因となる。これらを解決するためには、外部の仕入先、情報システム部門、経営者の理解が不可欠であり、特に外部の仕入先の理解を得ることは容易ではないので、一刻も早く着手する必要がある。

決算早期化の意義

これまで述べた通り、決算早期化は、経理部門だけの取組みではなく、グループをあげての業務変革である。決算早期化が実現できる企業は、企業変革を成し遂げ、企業環境に迅速に対応していくことができるだろう。経営者はこのことを認識する必要がある。また、経理部門も、決算早期化に対して受身で対応するのではなく、経営者の理解を得て、会計基準の変更、日本版SOX法、四半期報告等を含めた統合的なプログラムとして、積極的に変革に取り組んでいくべきである。